

J:COM LINK mini 利用規約

(2024 年 10 月 1 日以降にご契約されたお客さま)

JCOM マーケティング株式会社
株式会社ケーブルネット下関

2026 年 4 月 1 日

第1章 総則

第1条 (適用等)

表題記載の会社は、テレビ受像機等に接続して使用する小型のデバイスである J:COM LINK mini およびリモコン等の付属物（以下総称して「J:COM LINK mini」といいます。）の賃貸に関して、この規約（以下「本規約」といいます）を定めます。なお、表題記載の会社のうち、本規約に基づく申込者が、申し出た住所を所管する会社を便宜的に「当社」といいます。

第2条 (変更等)

当社は、本規約を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 規約の変更その他当社の申し出により賃借人にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、賃借人に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知および説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第3条 (用語の定義)

本規約で使用する用語は、次の通りです。

TV 約款	当社が別に定める J:COM TV サービス加入契約約款（2024 年 10 月 1 日以降にご契約されたお客さま）
NET 約款	当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（2024 年 10 月 1 日以降にご契約されたお客さま）
J:COM STREAM 見放題	当社が別に定める J:COM STREAM/ J:COM STREAM(S) サービス利用規約に基づき提供される「見放題」
J:COM まとめ請求 for Netflix	当社が別に定める J:COM まとめ請求 for Netflix に関する利用規約に基づき提供される「J:COM まとめ請求 for Netflix」
J:COM まとめ請求 for Disney+	当社が別に定める J:COM まとめ請求 for Disney+ に関する利用規約に基づき提供される「J:COM まとめ請求 for Disney+」
当グループ	表題記載に定める当社のグループ会社
申込者	当社に対して賃貸借契約の申込みをした者
当社債務	本規約または当社が提供するサービスに関する約款もしくは利用規約等に基づく債務
賃借人	当社と賃貸借契約を締結した者

第2章 契約

第1節 契約条件

第4条 (申込みをすることができる条件)

本規約に基づく賃貸借契約の申込みを行うことができるのは、以下の各号の者とします。

- (1) TV 約款に基づくサービス提供の申込みと共に本規約に基づく申込みを行う者
- (2) TV 約款に基づくサービス提供を既に受けている者
- (3) NET 約款に基づくサービス提供の申込みおよび J:COM STREAM 見放題、J:COM まとめ請求 for Netflix、または J:COM まとめ請求 for Disney+の申込みと共に本規約に基づく申込みを行う者
- (4) NET 約款に基づくサービス提供を既に受けており、かつ、J:COM STREAM 見放題、J:COM まとめ請求 for Netflix、または J:COM まとめ請求 for Disney+の申込みと共に本規約に基づく申込みを行う者
- (5) NET 約款に基づくサービス提供および J:COM STREAM 見放題、J:COM まとめ請求 for Netflix、または J:COM まとめ請求 for Disney+のサービス提供を既に受けている者

- (6) J:COM STREAM 見放題、J:COM まとめ請求 for Netflix、または J:COM まとめ請求 for Disney+のサービス提供を既に受けており、かつ、NET 約款に基づくサービス提供の申込みと共に本規約に基づく申込みを行う者

第2節 契約成立

第5条（契約の申込み方法および承諾等）

賃貸借契約締結の申込みをするときは、別に定める当グループ所定の申込方法に従うものとします。

- 2 当社は、次の場合には申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 申込者が、当社債務の支払いを現に怠り、または、怠るおそれがあるとき。
 - (2) 当社の業務遂行上支障があるとき。
 - (3) その他当社が不適当と判断したとき。

第6条（契約の成立時点）

賃貸借契約は、前条第2項各号の場合を除き、申込者による申込みを当社が承諾した日に成立するものとします。

第3節 契約変更

第7条（届出事項の変更）

申込者は、当社に届け出た氏名、住所または連絡先等の変更をした場合、速やかに当社に通知するものとします。

- 2 前項の通知がないために、当社（第19条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。）からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合、通常到達すべき時に到達したものとします。

第4節 契約解約・解除

第8条（契約申込みの撤回）

申込者は、当社が J:COM LINK mini を設置する場合は、設置した日、申込者が自身で J:COM LINK mini を設置する場合は当社から郵送する J:COM LINK mini が契約申込書に記載された住所に着荷した日から起算して8日を経過するまでの間、文書又は電磁的記録によりその申込みの撤回または賃貸借契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。

- 3 申込者が第1項の規定に基づく申込みの撤回または賃貸借契約の解除を行った場合で、かつ、当該賃貸借契約に基づき当社より引き渡された J:COM LINK mini を保有している場合、申込者は、当該商品を直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。

- 4 前項の場合で、かつ、J:COM LINK mini が当社へ返却されない場合、申込者は、料金表に定める機器損害金を賠償するものとします。

第9条（解約）

賃借人は、賃貸借契約を解約しようとする場合、当社が別に定める方法により当社にその旨申し出るものとします。

- 2 賃借人は、解約の場合、第12条（賃貸借）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約を行う日の属する月までに精算するものとします。

- 3 解約の場合、契約事務手数料の払い戻しはいたしません。

- 4 解約の場合、当社は、賃貸物を撤去します。賃借人は、当該撤去に関する費用の実費を負担するものとします。

5 賃借人は、本条に定める解約、および第 11 条(停止および解除)に定める解除の場合、直ちに J:COM LINK mini を当社の指定する方法により、当社に返却するものとします。この場合にかかった実費については賃借人の負担とします。なお、当社に J:COM LINK mini の返却がない場合、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

6 賃借人が TV 約款および NET 約款に基づくサービスのいずれも解約した場合、賃貸借契約も本条に基づく解約を行ったものとします。

7 解約日を含む月は、1 ヶ月分の月額基本料金を請求します。

第 10 条 (賃借人本人による手続きが困難な場合の解約等)

賃借人が賃貸借契約の解約を希望しているにもかかわらず、賃借人本人による手続きが困難な場合における解約について、当社が別途定める賃借人本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。

2 前項に基づく解約の申し出があり、かつ、賃借人が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および賃貸借契約を継続することが困難な事由があると認められた場合、当社は賃貸借契約の解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき賃貸借契約の解約を認める場合、前条の規定に準じて取り扱います。

第 11 条 (停止および解除)

当社は、賃借人が、当社債務の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、または、本規約に違反する行為があったと認められる場合もしくはその恐れがある場合、賃借人に催告した上で賃貸借契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合も第 9 条 (解約) の規定に準じて取り扱います。

2 賃借人が、第 9 条第 1 項に基づく通知をしない場合で、かつ、明らかに賃借物を利用していない場合、当社は賃借人への催告なく賃貸借契約を終了させることができるものとします。

3 前 2 項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合、催告をしないで、その賃貸借契約を解除することがあります。

第 3 章 賃貸借

第 12 条 (賃貸借)

当社は、J:COM LINK mini を料金表記載の利用料で賃貸いたします。なお、当社は、賃貸借契約締結後速やかに J:COM LINK mini を引き渡すものとします。

2 賃借人は、J:COM LINK mini の設置に関して、必要な場合、工事費をお支払いいただきます。

3 当社が J:COM LINK mini を設置する場合は、設置した日、申込者が自身で J:COM LINK mini を設置する場合は当社から郵送する J:COM LINK mini が契約申込書に記載された住所に着荷した日の翌日から日割りで計算した額を請求します。

第 4 章 料金

第 1 節 料金の計算および支払い

第 13 条 (支払方法)

賃借人は、当社が別に定める支払期日までに、以下に定める支払方法その他支払いに関する条件に従い、当社 (第 19 条 (債権の譲渡) の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先) に支払うものとします。

2 料金および手続きに関する費用について、金融機関の賃借人の口座からの自動振替、または、クレジットカードによる決済手段を用いてお支払いいただきます。なお、当社または当グループとの間で現に契約を締結していない場合や、その他当社が特に認める場合には、当社は、賃借人に対し、クレジットカードによる決済手段により、当社が定める期日までにお支払いいただくことがあります。

- 3 料金および手続きに関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 4 当社は、賃借人の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 5 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金および手続きに関する費用を減免することがあります。
- 6 当社は、前号の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

第14条（期限の利益の喪失）

賃借人が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に賃貸借契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 当社債務の支払いを遅滞し、当社（第19条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となる者）から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき。
- 2 賃借人は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第19条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）の請求により賃貸借契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき。
 - (2) 賃借人の信用状態が著しく悪化したとき。

第2節 割増金および延滞利息

第15条（延滞処理）

賃借人が、当社債務の支払いを遅滞したときは、当月の支払期日に支払が無い場合で、翌月分とあわせて支払うこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、延滞手数料（600円（税込660円））を加算して当社に支払うものとします。なお、賃借人が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

2 第1項の延滞処理にもかかわらず、購入者が、当社債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

3 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

第5章 貸与物の取り扱い

第16条（維持管理）

賃貸借契約の有効期間中、賃借人は、J:COM LINK miniを適切に維持管理するものとします。

2 賃借人の故意または過失により、賃借物が毀損または滅失した場合、第9条第5項なお書きに準じるものとします。

3 賃借人は、当社が必要に応じて行う場合があるJ:COM LINK miniの交換およびバージョンアップ作業等の実施に同意し、協力するものとします。

4 J:COM LINK miniに不具合が発生した場合、当社はJ:COM LINK miniの交換を行いません。なお、賃借人の責によらない不具合に基づく交換の費用は、無償です。

5 J:COM LINK miniは契約申込書に記載された住所に限り使用を認めます。

第6章 損害賠償

第17条（非保証）

当社は、以下の責任を負いません。

- (1) J:COM LINK mini の動作環境（インターネット接続環境等を含むがこれに限られない）を提供すること
- (2) 当グループが提供するものを除く J:COM LINK mini を動作させるために必要なアカウント等を取得すること
- (3) J:COM LINK mini にインストールされたアプリケーションを正常に動作させること
- (4) J:COM LINK mini 内に保持されたデータのバックアップを作成すること
- (5) 貸与した J:COM LINK mini の交換が必要な場合に、不具合が生じた J:COM LINK mini の設定を新しい J:COM LINK mini に引き継ぐこと

第18条（損害賠償額の制限）

当社が賃貸借契約に違反し、賃借人が当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、賃貸借契約の1ヶ月分の料金を上限として当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第7章 雑則

第19条（債権の譲渡）

当グループは、賃貸借契約に基づく債権を当グループの各社、または、その他第三者に譲渡することがあります。この場合において、賃借人は、当該債権の譲渡および当グループが賃借人の個人情報譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

2 前項の場合において、譲渡先が当グループの各社の場合、当社は、賃借人への個別の通知または譲渡承認の請求を省略することができるものとします。

第20条（契約上の地位の譲渡）

賃借人は、本規約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または、自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第21条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン（平成29年4月27日総務省告示第159号）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年4月18日総務省告示第152号）に基づくほか、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシーおよび本規約の規定に基づいて、賃借人の個人情報を適切に取扱うものとします。

2 当社は、別記に記載する賃借人の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。

- (1) 賃借人の確認や利便性の提供・向上ならびにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、アフターサービス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、および料金請求や収納業務等のため。
- (2) アンケート調査およびその分析を行い、設備の保守および新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図り、あるいは集計・分析を行い、統計資料を作成するため。
- (3) 賃借人に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、当社の各種サービス・キャンペーン・イベントまたは業務提携先等の商品やサービス等の情報を提供するため。
- (4) 賃借人との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、および応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。
- (5) 前各号のほか、賃借人から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、当社が貸借人の個人情報を利用することがあります。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 当社は、本条第2項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を業務委託先に委託することができるものとします。

5 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。

- (1) 予め貸借人本人の同意を得た場合。
- (2) 合併、会社分割、事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合であって、本条第2項、第3項に規定する利用目的の範囲内で当該個人情報を取扱う場合。
- (3) 本条第3項に規定する事項に該当する場合。

第22条（合意管轄裁判所）

貸借人は、本規約に基づく契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別記 貸借人に関する情報

- 1 貸借人の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先、職業、勤務先、生年月日等に関する事項。
- 2 契約の申込日、サービスの提供を開始または解除した日（一時停止および再開をした日を含みます。）、その他当社に請求、通知等した日に関する事項。
- 3 契約内容に関する事項。
- 4 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。
- 5 インターネット利用履歴（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます）に関する事項。

料金表

1. 工事費等

区分	設置および撤去工事費	故障点検・補修費
J:COM LINK mini	実費	実費

2. 提供価格（月額基本料金）

	契約内容	提供価格/台（※1）
1	J:COM TV もしくは J:COM NET を含む契約の場合 ※ただし、以下に該当する場合は除く	500 円（税込 550 円）
2	J:COM NET と J:COM STREAM 見放題もしくは J:COM まとめ請求 for Netflix もしくは J:COM まとめ請求 for Disney+を含む契約の場合	0 円（税込 0 円）（※2）（※3）

※1 上記は 1 台目の提供価格となります。2 台目以降は 500 円（税込 550 円）です。

※2 この場合、J:COM STREAM 見放題の最低利用期間はございません。サービス開始日を含む月よりご利用料金をお支払いいただきます。

※3 ただし、J:COM まとめ請求 for Disney+の無料提供期間中は 500 円（税込 550 円）です。

3. 損害金(不課税)

区分	料金額(不課税)
J:COM LINK mini	2,000 円/台
J:COM LINK mini 専用リモコン	1,300 円/個 (※1)

※1 リモコンのみ未返却の場合、1 個ごとに適用されます。

4. 手続きに関する料金

区分	サービス変更手数料
J:COM LINK mini	別に算定する実費相当額

5. 契約事務手数料

区分	契約事務手数料
J:COM LINK mini	3,000 円 (税込 3,300 円)

※株式会社ケーブルネット下関は 2,800 円 (税込 3,080 円)

附則

本規約は 2022 年 3 月 1 日から施行します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。

(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本規約の定めに従うものとします。